

日本農業検定試験 準会場における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

**受検申請前に必ずご確認ください、本ガイドラインの内容にご同意いただいたうえで
受検申請、受検をお願いいたします。**

2021年9月13日
一般社団法人 全国農協観光協会
日本農業検定事務局

第9回日本農業検定試験の実施にあたり、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止を目的とした、取り組むべき対策をガイドラインとして定めました。

本ガイドラインは、業界の感染防止ガイドライン作成の要請を受けた特定非営利活動法人全国検定振興機構作成の「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（2021年6月7日改訂）」に基づき、「日本農業検定」の準会場試験における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本事項を整理したものです。全国農協観光協会（以下本会）は、本ガイドラインに則り、会場となる施設や受検者の特性等も考慮したうえで、新型コロナウイルスの感染症予防に取り組みます。

本ガイドラインの内容は、知見の集積や地域の感染状況、公的機関の対処方針変更等を踏まえ必要に応じて適宜改訂を行います。

また、変更が発生し、受検者に関わる事項の場合は、公式サイトへ内容を告知します。

1. 感染防止のための基本的な考え方

「日本農業検定」は準会場において受検者や運営スタッフ、施設職員等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じます。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）を避けるなど、受検者や試験スタッフ、施設職員等へ感染リスクを低減するよう徹底します。

2. リスク評価

本会は、新型コロナウイルスの主な経路とされる①接触感染②飛沫感染のそれぞれについて、受検者や試験スタッフ、施設職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。また、その対策に付いては、受検者や試験スタッフに事前に周知徹底します。

(1) 飛沫感染リスク対策

試験会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会場内で大声を出す場がどこにあるかなどを評価します。

(2) 接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる場所と頻度を特定します。高頻度接触部位（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなど）は特に注意します。

(3) 地域における感染状況のリスク対策

試験実施地域で国や自治体からの要請や地域感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討します。検討の結果、感染拡大リスクが残る場合には、更に対応を強化することや検定を中止する場合があります。

3. 第9回日本農業検定試験の実施

(1) 試験実施の可否について

①現時点（2021年9月時点）においては、第9回日本農業検定試験は予定どおり実施いたします。

②今後の第9回日本農業検定試験の実施可否については、下記の事象が発生した場合、中止もしくは延期等の判断を行う場合があります。

◆緊急事態宣言の発令等が全国又は一部地域で発令された場合

◆感染症拡大状況や社会的情勢に変化が生じた場合

◆受検者の感染予防対策、感染症拡大防止策、ならびに試験開催準備（資材運搬、会場確保、運営スタッフ確保等）に何かしらの支障が発生した場合

③実施可否に関する情報は、逐次更新される場合がありますので、公式サイトのご確認をお願いいたします。

(2) 受検申込と試験会場の立地・定員について

①準会場受検について（10月1日より受付開始）

会場となる学校や団体で定めたガイドラインまたは、本ガイドラインに準じて運営・対応をお願いいたします。

②CBT会場受検について（12月1日より受付開始）

CBT会場における新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、

シービーティソリューションズのホームページ (<https://cbt-s.com/examinee/>) にてご確認ください。

(3) 受検料の返金について

事務局が試験中止の判断をした場合は受検料を返金致しますが、それ以外はいかなる場合でも受検料の返金はできません。

4. 試験会場で実施の感染予防対策について

(1) 試験スタッフへのお願いについて

◆試験スタッフは、出勤時に各自検温を行い、発熱がある場合、もしくは平熱を超える発熱や軽度であっても咳などの症状がある方には、本試験に従事させません。

◆検定の運営にあたる試験スタッフは、会場の管理・運営に必要な最小限の人数とします。

- ◆試験会場に出入りする全員にマスクやフェースシールドの着用を義務化します。
- ◆試験問題、解答用紙の配布・回収時には使い捨て手袋を着用します。
- ◆貸出物について十分な消毒を行なうとともに、十分な消毒が難しい場合は、貸出し
いたしません。
- ◆適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回
に5分間以上）を行います。
- ◆乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿に努めます。
- ◆会場入口にアルコール消毒液を設置義務化します。
- ◆試験と試験の間に休憩時間がある場合には、アルコール消毒液でのドアノブや机、椅子
などの消毒清掃を実施します。
- ◆清掃や消毒を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗を行います。
- ◆試験会場の入場時や退場時、受付時等に行列が生じる場合は、最低1mを目安に可能な
限りの間隔を空けた整列を行います。
- ◆受検者の受付時に健康チェックシートの回収・内容の確認を行い、また検温も実施しま
す。発熱等の有症状がある場合、もしくは平熱を超える発熱や軽度であっても咳などの
症状がある場合は、受検を控えていただくよう案内します。
- ◆試験会場ごとの収容人員を定員の50%以下を目安に制限します。
- ◆可能な限り身体的な距離を確保するとともに、受検者の間は1席または1mの間隔を開
けて配置します。確保出来ない場合には、アクリル板・ビニールカーテンによる遮蔽の
対応を行います。
- ◆試験時間以外にも可能な限り私語を慎むよう告知します。
- ◆受検者に対して大きな声で指示を出す場合は、マスク着用に加えて、受検者と適切な距
離（できれば2m、最低1m）を保つ等の対応とします。適切な距離が保てない場合は、
アクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽の対応を行います。
- ◆接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域通知サービスを推奨してください。
また、これらを機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモード
にすること」も推奨してください。
- ◆休憩スペースは使用を禁止します。
- ◆ゴミ箱は使用禁止とします。
- ◆トイレのハンドドライヤーは使用禁止とします。
- ◆トイレなど待機列が出来た場合は、最低1mを目安に可能な限りの間隔を空けた整列を
行います。
- ◆エレベーターの使用を制限し、階段の使用も奨励します。

(2) 受検者様へのお願いについて

- ① 以下に該当する場合は受検をご遠慮いただきますよう案内をさせていただきます。
- ◆当日体温を測定し、発熱がある場合、もしくは平熱を超える発熱や軽度であっても咳な
どの症状がある場合。
- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

- ◆受検の前14日以内に、発熱や感冒症状で受診や服薬をした場合。
 - ◆感染拡大している国や地域への渡航歴が14日以内にある場合。
 - ◆同居する人が以上の各項目にあてはまる場合。
 - ◆正当な理由なく正しくマスクを着用いただけない場合。
 - ◆試験途中でも激しい咳や発熱などの症状がある受検者の方には、受検を中止しお帰りいただく場合がありますのでご了承ください。
- ② 試験会場来場時には、以下についてご理解とご協力をいただきたくお願い致します
- ◆受検者の健康チェックシートの提出と(2)①に該当する場合は試験スタッフにお申し出ください。
 - ◆必ず、マスクの着用をお願いいたします。マスクのご用意がない場合は、試験スタッフにお申し出ください。マスクの配布(販売)を行います。
 - ◆本人確認の際は、マスクの着脱をお願いします。マスク未着用時には、会話を控えてください。
 - ◆会場入場の際、入口で手指のアルコール消毒を行ってください。
 - ◆飛沫飛散防止のため、会場内での私語はご遠慮ください。
 - ◆体調が悪くなった場合は、必ず、試験スタッフにお申し出ください。
 - ◆受付やトイレ等で行列を作る場合、1メートル以上の間隔を空けてお並びください。
 - ◆新型コロナウイルスの感染拡大を防止する際に必要となる個人の情報が、必要に応じて保健所等の公的機関に提供される場合がありますのでご了承ください。
 - ◆接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードや各地域通知サービスの登録をお願いします。また、これらを機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」の協力もお願いいたします。

5. 感染が疑われる方が発生した場合

- (1) 感染が疑われる方には速やかに帰宅を促します。
- (2) 試験スタッフは、日本農業検定事務局、および保健所へ速やかに連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受けます。
- (3) 感染が発生した可能性のある部屋の換気を行ない、消毒液による消毒を行います。
- (4) 感染が疑われる方と接触した試験スタッフ・受検者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成します。

- ◆検定の終了後に、受検者の中から感染が疑われる方が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報交換を行います。

尚、ご自身に疑いがある際も同時に日本農業検定事務局に連絡をお願いいたします。

TEL 03-5297-0325 FAX 03-5297-0260